

令和7年度における環境物品等の調達実績の概要

国立大学法人京都大学

国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号以下「グリーン購入法」という）第8条第1項の規定に基づき、令和7年度環境物品等の調達実績を取りまとめ、公表するとともに、環境大臣に通知する。

1. 令和7年の経緯

令和7年度については、令和7年4月1日に京都大学における「環境物品等の調達の推進を図るための方針」について、策定・公表し、これに基づき環境物品等の調達を推進した。

2. 調達実績の概要

(1) 特定調達品目の調達状況

各特定調達品目の調達量等については、物品・役務の調達については別表1、公共工事については別表2、間伐材及び合法木材については別表3のとおりである。

(2) 特定調達品目の調達目標達成状況

① 物品・役務

調達方針において、調達総量に対する基準を満足する物品等の調達量の割合により目標設定を行う品目については、目標調達率をすべて100%としていたところであるが、当該年度については物品等の調達実績について概ね100%の目標を達成することができた。また、コピー機等、冷蔵庫等、業務用エアコンディショナー、ガス温水器等、LED照明器具、乗用車等、タイルカーペット、災害備蓄用飲料水においては、より高い環境性能を有する基準値1を満たす物品を調達するよう努めた。

② 公共工事

公共工事の構成要素である資材・建設機械等の使用にあたっては、事業ごとの特性、必要とされる強度や耐久性、機能の確保、コスト等に留意しつつ、調達方針に掲げられている資材・建設機械等の積極的使用に努めた。

3. 当該年度調達実績に関する評価

令和7年度の調達については、概ね当初の年度調達目標を達成できたと認められる。令和8年度以降の調達においても引き続き、グリーン購入法の趣旨を各調達機関に周知し、環境物品等の調達の推進を図ることとする。